

仕 様 書

1 件名

文化センター 10 館 非常通報装置（学校 110 番）保守点検業務委託

2 目的

非常通報装置（学校 110 番）を定期的に点検し、維持管理することにより、有事の際に警察等への迅速な通報体制を確立し、安全確保に寄与することを目的とする。

3 対象施設

下表及び定期点検一覧のとおり

施設名称	所在地	電話番号
白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 6 0 番地	042-363-6208
西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地	042-364-0811
武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地	042-576-3231
新町文化センター	府中市新町 1 丁目 6 6 番地	042-366-7611
住吉文化センター	府中市住吉町 1 丁目 6 1 番地	042-366-8611
是政文化センター	府中市是政 2 丁目 2 0 番地	042-365-6211
紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地	042-365-1188
押立文化センター	府中市押立町 5 丁目 4 番地	042-488-4966
四谷文化センター	府中市四谷 2 丁目 7 5 番地	042-367-1441
片町文化センター	府中市片町 2 丁目 1 7 番地	042-368-7001

四谷文化センターは令和 8 年 12 月に移転予定。上記は旧四谷文化センターの情報を記載している。新四谷文化センターの情報は竣工図等にて確認すること。

4 機器の仕様（1 施設当たり）

機器名称	数量
110 番通報装置主装置	1 台
受理用電話機	1 台
発報確認ランプ	1 か所
非常押ボタン	2 か所

四谷文化センターは令和 8 年 12 月に移転予定。受注者は業務の実施に当たり、移転後の設備内容について、竣工図書その他関係資料により確認の上実施すること。

5 業務内容

（1）機械監視保守

毎月 1 回、定時に非常通報装置の自己機能により、通報回線に異常がないことを中央監視センターへ通報すること。

(2) 遠隔監視保守

常時、非常通報装置を監視し、各種異常の有無を診断すること。電源状態、停電・復電情報及び押しボタン線の短絡・混触等については瞬時に、電池電圧異常については7日周期で監視し、異常がある場合は中央監視センターへ通報すること。中央監視センターは、試験通報の内容に基づき保守点検者を派遣し、点検及び修理を行うこと。

(3) 異常検出時の対応・報告及び巡回点検時の報告

ア 発報や異常発生状況及び保守点検作業結果については、東京都から報告を求められた場合又は必要に応じて、東京都に適切な方法により報告すること。

イ 作動試験等、東京都への届出又は報告が必要な事項については、遺漏なく実施すること。

(4) 巡回保守

ア 3か月に1回(年4回)、巡回保守により装置の機能及び特性の試験並びに測定を行うこと。異常がある場合は、その原因となる部品の交換その他必要な措置を講ずるとともに、中央監視センターへの通報試験を行い、修理したことを確認すること。

イ 定期巡回保守の結果については、市に報告を行うこと。

6 保守点検要領

(1) パネル確認

通報装置の扉を開け、パネル部の各種ランプを確認すること。

(2) 装置試験

通報装置が正常に作動するか試験を行うこと。

(3) 録音再生装置

録音状態を聴取してメッセージ内容、音量及び明瞭度を確認し、必要に応じてボリューム等を調整すること。

(4) ダイヤルパルス試験

110番が正しくダイヤルされるか試験を行うこと。

(5) 押しボタン断線通報試験

押しボタンの配線が断線、短絡又は混触等した場合に、中央監視センターへ通知を送信するか試験を行うこと。

(6) 電池電圧試験

電池を確認し、必要に応じて電池を交換すること。

(7) 押しボタン試験

各押しボタンを押して通報装置を作動させ、ランプの点滅及びブザーの鳴動を確認すること。

(8) 局地接続試験

電話加入回線との接続状況を点検すること。

7 その他

- (1) 点検作業に当たっては、安全確保その他の事故防止に十分留意すること。
- (2) 設置場所に変更があった場合は、必要に応じて警視庁への手続を行うこと。
- (3) 情報管理業務の履行に伴い、委託者から提供された情報及び作業時に得られた情報について、いかなる方法又は手段によっても、許可なく目的外に使用し、又は外部に提供してはならない。業務完了後も同様とする。また、委託者から書面等（媒体の種類を問わず記録されたもの）の提供を受けた場合は、委託者が指示する期間、漏えいのないよう適切に保管するとともに、期間経過後は復元不可能な状態で処分すること。
- (4) 労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守すること。
- (5) 作業日程については、各文化センター所長と調整の上、日程表を作成し、事前に提出すること。点検報告書については、点検ごとに文化センター所長の確認を受け、提出すること。その際、不良箇所については修理の見積書を添付すること。
- (6) 委託者の不注意、故意若しくは不適当な取扱いにより生じた故障又は天災等の不可抗力その他受託者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、本業務の保守対象外とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。